

正修帝國修身訓

高等科

卷八

K120.1

134

8

書

8

86

正帝國修身訓 卷八 高等科目次

- | | | | |
|------------------|----|-------------|----|
| 第一課 吉田松陰先生家庭の教訓 | 一 | 第十課 赤十字社二 | 十三 |
| 第二課 同 善王 愛國一 | 二 | 第十一課 孤兒院 | 十四 |
| 第三課 同 善王 愛國二 | 三 | | |
| 第四課 ワシントンの家庭の教訓五 | 五 | | |
| 第五課 同 獨立の鶴葉 | 六 | | |
| 第六課 高島秋帆先生の砲術 | 八 | | |
| 第七課 同 師弟の情誼 | 九 | | |
| 第八課 同 愛國 | 十 | | |
| 第九課 赤十字社一 | 十二 | | |
| | | 第十七課 教育の勅語三 | |
| | | 第十八課 教育の勅語四 | |
- 第十二課 今上天皇の御聖德一十五
第十三課 今上天皇の御聖德二十六
第十四課 今上天皇の御聖德三十七
第十五課 教育の勅語一十九
第十六課 教育の勅語二二十
第十七課 教育の勅語三廿二
第十八課 教育の勅語四廿三

正帝國修身訓



第一課 吉田松陰先生家庭の教訓

吉田松陰先生は、長門國萩城の東、松下村に生れ、父を松百合之助といへり。先生は、其次子にて、寅次郎と稱し、吉田氏を繼げり。

先生の父は、敬神の心、篤くして、忠實なる人なりき。家道、豊ならざりければ、勤の暇には、耕作を力め、又、勤王の史傳を愛讀し、米をつく時、畠をうつ間にも、必ず、書を離すことなく、勵精にして、無用の談話を戒め、常に、先生、兄弟に向ひて、「話す暇あらば、書を讀め」と、諭しけり。

先生が母を、寵子といふ。此人、夫を助けて、耕作・薪水の勞を執り、嘗て、夫、勤の爲に、六年の間、家に在らざりし時には、子供の養育、耕作の業、家事の務など、かよわき手、一つに引受けて、かひがひしく働きけり。常に、子を教ふること、極て、きびしかりしかども、其中に、一團の和氣ありて、兒、よく、心服したりき。

先生の叔父も、亦、其心術、正しき人なりき。松陰は、かゝる家庭に、人となりて、よく、勤王・忠誠の志氣を、薰陶せられたり。

第二課 同 尊王 愛國一

嘉永四年、松陰先生、初て、江戸に到りし時、相房の地をふみて、其險要を察し、次で、水戸に到り、會津に入り、越後より、津輕を経て、歸りぬ。此行、旅券を持たざりし咎にて、歸國蟄居せしめられしかど、幾もなく許されて、同六年、再び、江戸に到りしに、會米國の使節、來朝せしが、幾もなく去り、尋て、露艦、長崎に來たれり。

先に、佐久間象山、先生に向ひ、「男兒、宜しく海外に遊びて、字内の形勢に通すべし」と、いひし

を、先生、深く、然りとし、露艦に乗りて、萬里の航海を思ひ立ち、馳せて長崎に下りしに、露艦、去りし後なりしかば、此企を果さゞりき。

かくて、安政元年、米使、再び、來朝して、伊豆の下田に泊しければ、先生、彼地に到り、或夜、竊に、漁舟を漕ぎて、外艦に就き、切に、乗艦、渡航の事を請ひしかど、米使、兩國の交誼を傷らんことを懼れ、聽かずして、先生を、我吏に付せしかば、江戸の獄に投ぜられき。尋て、國禁を犯したる罪にて、萩に幽せられ、其壯舉、空しく敗れぬ。

第三課 同 尊王 愛國ニ

安政元年、松陰先生、萩に幽せられて、深く、謹慎しけるに、同三年、許されたれば、松下村塾を開きて、士規七條を立て、忠孝を重じ、義勇を尚び、徳を成し、材を達するを旨として、子弟を教導しければ、門下より、人材輩出せり。

同五年、幕府の大老、井伊直弼、勅裁を経ずして、米國と條約せり。先生之を憤りて、尊王を首唱し、尋て、老中間部詮勝なまべ もさかつを要擊せん爲に、同志を糾合せしを、萩藩、以て、國事を誤るものとし、

また、先生を幽しけり。

後、直弼・詮勝、

尊王・攘夷の志

士を、捕縛する

に及び、先生も、

亦、萩より、江戸

に櫻送せられ

て、再び、獄に繫

がれぬ。

松陰神社



かくて、屢々訊問を受け、心に必死を期しければ、獄中にて、留魂錄、一巻を艸し、巻首に、

身はたとへ武藏の野邊に朽ちぬとも

とゞめおかもし大和魂

と題せしに、翌日、死刑に處せられけり。時に安政六年、十月二十七日、齡三十歳に過ぎざりき。幾もなく、王政維新となり、後朝廷、尊王の大義を追賞せられて、正四位を贈りたまへり。墓は、武藏國荏原郡、世田谷村にあれば、傍に祠を建てゝ、歲時に、其靈を祀る。松陰神社是なり。

第四課 ワシントンの家庭の教訓

ジョージ・ワシントンは、西暦一千七百三十二年、米國ヴォルジニヤ州の農家に生れ、父は性質極めて篤實にして、母、また、淑徳の人なりき。

ワシントン六歳の頃、過ちて、櫻樹を伐りしに、「偽ハ惡事ナリ」とて、自ら、其過を謝しければ、父は、いたく、此子の正直なるを、悦びけり。

十一歳にして、父を喪ひければ、母、此子を、己が手許に置かば、慈愛に失せんことを憂へ、他家に送りて、學校に通はしめぬ。父母が、愛子の

教訓に留意深かりしこと、此の如し。

ワシントン、初め、私塾にて、僅に、讀書・算術を習ひ、後、學校に入りて、普通の學課を修めたれど、其成績は、尋常に過ぎざりしが、唯、體操に妙にして、運動競技は、人に負けたることなし。

されど、最も、感すべきは、言語・作法の、百十則といふを設け、熱心に、此が實踐を期したるに在り。此は、家庭、薰陶の然らしめし所なり。

されば、此人、二十歳の時、民兵大尉となり。尋て、此少壯士官が、險路、七百里の敵地に、往復し

て、使命を果し、後、民兵總督となり。常に、寡兵を以て、よく、一州の安全を、保ちたるは、學問・才藝にあらずして、一に、剛毅・忠實の徳によれり。

此が爲に、ワシントン、二十七歳の時、州會より、軍功を彰表せられ、之に答へんとて、起ちしかど、體ぶるへ口どもりければ、議長は、「君の謙遜は、君の勇氣に等し。君の沈黙は、吾等の辯舌にまされり」と、いひて、嘆賞したりき。されば、事に臨みて、義務・責任の爲に、勇進するに似ず、謹厚にして、小心翼々たる君子にぞありける。

第五課 同 獨立の鴻業

當時、米人は多く、英國の殖民なりしに、本國政府は、其自治を妨げ、恣に、重稅を課しければ、米人遂に背きて、獨立軍を起し、千七百七十五年、ワシントン、其總督に、擧げられぬ。

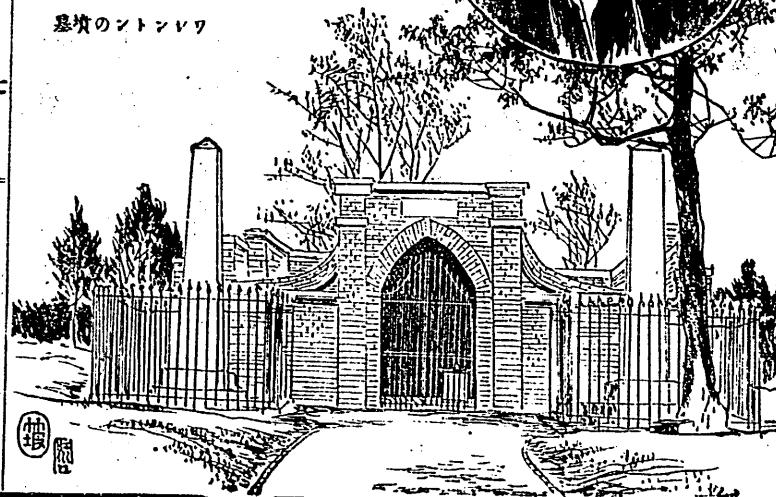
もと、獨立軍は、兵仗なく、糧食なく、且つ、訓練なくして、之を英軍の器械、精銳に、糧食、充足なるに比すれば、啻に、天地の差のみにあらず。

されば、戦の初、米軍、屢敗れしかど、ワシントン、毫も屈せず、兵器・糧食を整へ、銳意、士卒を訓

練して、交戦七年の後、終に、全勝を得たりけり。

かく、米國

が、強盛なる
英軍を破りしは、米人の義勇によるべけれ
ど、抑、總督が、經營の功、
實に、多きに居れり。



されば、千七百八十三年、米國、愈、獨立し、尋て、合衆國を建てしに、始て、大統領に選ばれき。時に、生民、疲弊・困難せしかど、戰後の施政、宜しきを得て、幾もなく、富庶・繁榮の國となれり。

「功成り、名遂ゲテ、身退クハ、天ノ道ナリ。」と、かや。辭任の後は、郷里に歸耕して、餘生を送り、曾て、總督・大統領たりしを、知らざる者の如し。

かくて、千七百九十九年、六十七歳にて、歿せし時、人々、其訃を聞きて、哀泣せること、己が父母を喪へるに、異ならざりき。

第六課 高嶋秋帆先生の砲術

高嶋秋帆先生は、長崎の富家に生れ、文學・武藝を好みけるに、父は、砲術に精しくて、高嶋流を開きたる程の人なれば、先生從ひて、學びしが、父の死後、和蘭人に就きて、研究し、遂に歩・騎・砲の兵式を究めて、一派を創めたり。

先生、思ふよー、「我家の、かく富豪なるは、祖先の恵とはいへ、國家の賜なれば、我、此財をもて、國家の爲に盡さん」とて、和蘭より、數多の銃砲を購求し、又、門人には、彈薬を與へて、教授しけ

るに、各藩士の來たり學ぶ者多かりき。既にして、先生は、砲術、改良の事を、長崎奉行に建議せしに、奉行は、之を幕府に上れり。

さて、幕府は、評議、區々なりしが、江川英龍の議により、先生を、江戸に召して、其技を、實地に、演ぜしめしに、先生、自ら指揮して、諸砲を射擊し、銃隊を進退すること、巧妙・自在なりければ、見分の人々、其熟練に驚歎せり。是に於て、先生、將軍の褒賞に預り、且つ、英龍に、其技を傳ふべき命ありて、此より、兩人、師弟の契を結びぬ。

第七課 同 師弟の情誼

當時、幕府の目付役、鳥居耀藏は、西洋の砲術を嫌ひ、英龍と好からずして、秋帆先生をも忌みたれど、おのれ、長崎奉行たらん望を、起しければ、先生の、彼地に重んぜらるゝを見て、此が援を得んと欲し、密に、己が腹心の男を遣して、先生に説かしめたり。

先生、其説く所を聞くに、正義にあらざりければ、いたく憤りて、斷然、拒絕しけるに、彼男、豫め期せし事、成らざりしかば、却て、先生を怨み

て、之を耀藏に讒しけり。耀藏も、また、之を老中、水野忠邦に讒しければ、先生、捕はれて、長崎奉行の訊問を、受くるに至れり。

かくて、先生、江戸に送られけるが、耀藏、時に、町奉行にて、調べる一人なれば、豫ての怨を返さんとて、先生が答辯、明白なりしかど、是非に、罪せんものとて、入獄、三年の後、種々の罪状を構へて、遂に、死刑を宣告しけり。

江川英龍は、先生の冤罪を歎きて、衣食を獄中に贈り、其苦を慰めけるが、死刑の宣告を聞

き、百方、苦心して、之を救はんとしける折、水野忠邦、老中を免ぜられ、阿部正弘、之に代り、耀藏等、亦、罪せられければ、先生の冤罪も、稍、明になりて、阿部家へ、永の預けとなれり。

時に、米艦、浦賀に來たり、尋て、露艦、亦、長崎に來たりて、國書を奉呈し、切に、貿易を開かんことを請ひければ、上下、大に騒擾し、兵備、擴張の論、盛んに起れり。英龍、機に乗じて、説きしかば、先生、稍く赦されぬ。是に於て、英龍、之を家に迎へしに、先生、深く、其厚意に感じけり。

第八課 同 愛國

秋帆先生は赦免の後、暫く英龍の許に居たりしに、英龍心を盡して、之を遇し、尚ほ吹舉して、幕府の砲術教授方となせり。此時に當り、諸外國、頻に修交を求めしかど、天下の人、攘夷、鎖國を説くもの多かりければ、先生、國家の爲に、深く、之を憂へ、開國・親和の意見書、十四箇條を書して、幕府に上りけるが、是ど、幕議をして、和親を決せしむるに、與りて、力ありける。是より先、英龍、病に罹りて、伊豆の韭山ヒロヤマに歸

りしが、幕命によりて、勉めて出府せしに、病いと危篤なりし

かば、先生、大に憂へて、厚く、看護せしかども、其かひなくて、死せしかば、先生の悲歎、遺る方なかりき。

其後、先生、職を進められ、幕府の武備に盡せ

る所、甚だ、多かりしに、程なく、病にかかり、慶應二年正月、年六十九にて、歿しけり。世、此人を稱して、火技の中興、洋兵の始祖とす。

先生、報國・盡忠を以て、生涯の務とし、十二年の間、幽囚の厄に逢ひしかど、素より一身の禍福を顧みずして、俗論を排し、開國親和と、兵制改革とを唱へ、又、子弟を教へて、詳に、當世の務を示せるに至りては、誠に、一代の國士たるに背かざるなり。されば、後、朝廷、其國事に盡し、を追賞せられ、正四位を贈りたまへり。

第九課 赤十字社

「義ハ泰山ヨリ重ク、命ハ鴻毛ヨリ輕シ。是れ、軍人の本分にして、其出でゝ戰ふは、各、君國の爲なれば、手負ひ、又は、病みて、戰ひ得ぬ者は、敵味方の別なく、憐み救ふこと、人道の至善にして、赤十字社の趣旨も、亦、全く、こゝにあり。

今より、四十餘年前に、英・佛の兩國、連合して、露國と戰ひし時、クリミヤの大激戦に、死傷者、最も多くして、其慘状、甚しかりければ、英國の貴婦人、プロレンス・ナ・チリンゲール嬢、之を

聞きて、如何にもして、救護せんと、自ら、四十二名の篤志看護婦を伴ひて、戰地におもむき、數多の患者を救ひしそ、赤十字社の起原なりし。其後、奧國と、佛國と、大戰爭ありし時も、亦頗る、慘状を極めしを、瑞西の醫師、之を見て、痛く歎き、同志と謀りて、遂に、救護の結社を立てたり。時に、十一國の政府も、加盟したれば、瑞西の都なるゼネバにて、條約を取り結び、此國の旗章、赤地に、白十字を、白地に、赤十字として、社の徽章と定め、茲に、中央社を設けたり。

第十課 赤十字社ニ

我國にて、赤十字條約に、加盟せしは、明治十九年にして、是より先、西南の亂に、官軍の死傷、多かりけるを、元老院議官佐野常民・大給恒の兩氏、之を嘆き、赤十字社の仕組にならひて、同志を募り、博愛社といふを起して、手負・病人などを、救助せり。

其後、政府の許可を得、博愛社を改めて、日本赤十字社と稱し、ゼネバの本社と、聯絡を通じ、天皇・皇后兩陛下の御保護を仰ぎ奉り、小松宮

殿下を、總裁として、社員を、全國に募りしに、社運は、ますく、隆昌に赴けり。日清の役、彼我、傷病者の救護に、盡力せしことは、人の能く知る所なり。

皇后陛下、一



日、赤十字社の總會に、令旨を下したまひて、兵士ノ軍陣ニ臨ミ、傷痍ヲ受クルハ、各、其國ノ爲ニ、盡セルニテ、彼我ノ別ナク、ゾノ憐ム可キコト、他ニ、比類ナシ。本社ハ、コノ最モ憐ム可キモノヲ、アマネク、救ヒタスケテ、慈愛ノ情ヲ、表スルモノナレバ、予、イカデカ、喜バザラン、諸員、ヨク勉メヨ。

と、宣はせたまへり。

されば、國民たるものには、ますく、慈愛の心をおこして、陛下の令旨に、報い奉るべし。

第十一課 狐兒院

身に、褴褛をまとひ、人の門に立ちて、憐を乞ふものゝ中には、平生、怠惰にして、かゝる苦を招きたるものあらんも、多くは、思はぬ不幸に逢ひて、困苦窮厄の境に、沈めるなれば、實に、憫むべきものならずや。

かゝる貧民も、亦皆、我同胞に外ならざれば、之を救助せんことは、「博愛、衆ニ及ボス」といへる聖諭にも、かなふものと云ふべし。

更に、憐むべきは、此等、貧民の兒孫なり。此徒は、常に、世人より、擯斥せらるゝを以て、到底、良民となり難きものと、思ひこみ、自暴・自棄して、ます／＼、罪惡を犯すに至るど、嘆かはしき。

然るに、東京及び、岡山・熊本・岐阜・下野等には、養育院・孤兒院等の設けありて、世にも憐れなる孤兒、若くは、貧兒を集め、之に、適當の教育を施し、實業を習はしむ。されば、此處に入り来るものは、深く、院父の慈愛に感じて、學を勉め、業をはげみ、他日、良民となりて、社會・同胞の恩恵に、酬いんと、志すこと、頼もしけれ。

第十二課 今上天皇の御聖徳一

今や、四海、波、靜にして、萬民、ひとしく、太平の樂を、受くることを得るは、是れ、ひとへに、今上天皇陛下の大御恩に因るものなれば、我等、臣民たるもののは、日夜、此廣大なる恩澤をおもひて、一意に、仰戴し奉るべきなり。

天皇陛下は、幕府の末路、内憂・外患、こもぐ集まれる時に、御年十六にて、御即位あらせたまひしに、聰明・叡智の資に、おはしへことゝて、深く、時勢の進歩に、かんがみたまひ、幕府の大

政奉還を、御聽許あらせられて、維新の大業を、成就したまひき。

王政復古のこと、既に擧げさせたまひければ、御即位の始め、先づ、諸官制を改めたまひ、又、民の心を以て、御心と、したまひし祖宗の宏圖を、受けつがせたまひて、五箇條の御誓を、宣はせられ、「廣く、會議を興して、萬機を公論に決し、庶民に至るまで、各、其志を遂げしめん。」との聖諭を下し、人民に、參政の權を、與へんとの、大御心を示させたまへり。

第十�課 今上天皇の御聖徳ニ

かくて、明治二年には、天下の輿論を知るに便ならしめんためとて、新聞紙の發行をゆるさせたまひ、又、建白規程といふを設けさせ、四方の人民をして、各意見を上らしめ、大に言路を開かせたまひき。

幕府の時代には、人民は、あたかも、奴隸の如くに、あつかはれ、上司に向ひて、上書・建白などすれば、重き罪に行はれしに、かゝる規程を、設けたまひし大御心の程こと、ありがたけれ。

夫より、十四年に至りては、世界の形勢を、察したまひ、二十三年を期して、國會を開設すべきことを、宣はせたまひ、越えて、二十二年には、憲法を發布せられ、翌年、帝國議會を、東京にひらかせたまへり。

是より先、地方自治の制度、實行せられて、府縣會・郡會・市町村會などの制も整ひ、議政の機關、全く備はりて、立憲政體の國とはなれり。かく、上下、親睦の間に、此政體を立てしは、萬國に、其類なし。是れ、今上の御仁徳に由るなり。

第十四課 今上天皇の御聖德三

國の安寧を保たんに、缺くべからざるは、軍備なり。されば、天皇陛下には、御親ら、大元帥の重任を負ひたまひ、時々、大演習を行はしめて、閲覽せさせたまふ。殊に、日清の戰役には、大本營を廣島に進められて、大御心を碎かせたまひしたこと、有り難き極みにこと。

「文武ハ、車ノ兩輪ノ如シ。」されば、陛下には、教育のことにも、深く、御心を注がせたまひて、明治五年に、學制を發布せられけり。此より、到

る處に、學校の設ありて、就學の生徒、日に増して、文運、月に隆んになれり。

かく、文教を重んじたまひたるが上に、尚ほ、子弟の道徳を修養するに、資けあらしめん大御心にて、侍講元田永孚に仰せて、幼學綱要といふ書を、編輯せしめたまひ、辱けなくも、之を、全國の各學校に、下し賜へり。

又、我國、將來の教育につき、大御心を垂れさせたまひ、二十三年の十月に、時の總理大臣・文部大臣を、宮中に召して、教育に關する勅語を

下し賜ひたり。是れ實に國民たるものゝ日夜
服膺すべき修身の大本なり。

其後、陛下には各府縣長官の、地方官會議
の爲め、上京せる折、之を宮中に召させられて、
「教育勅語の實効如何に」と宣はせたまひ、「尚ほ、
獎勵すべし」と仰せたまひければ、長官等は、
陛下の厚き恩召を惶み、「彌聖旨を奉體して、宸
襟を安んじ奉らん」由、勅答しけりと承る。嗚呼、
國民たる者深く、腦裏に銘記して、此大御心に、
とへ奉るべし。

第十五課 教育の勅語一

申すも畏きことながら、我天皇陛下には、夙に、臣民の教育に、大御心を注がせたま
ひて、我等の常に、守るべき道と、必ず、修むべき徳の大本とを、知らしめたまはんとて、明
治二十三年十月三十日、教育の勅語を下し
たまへり。其恩召の程、ありがたしとも、尊し
とも、申さんよ一なく、唯、感泣の外なきなり。
こゝに謹みて、聖意の存する所を、うかゞひ
奉らんとす。

朕、惟フニ、我力皇祖皇宗、國ヲ肇ムルコト、宏遠ニ、德ヲ樹ツルコト、深厚ナリ。我力臣民、克ク忠ニ、克ク孝ニ、億兆、心ヲ、一ニシテ、世々、厥ノ美ヲ濟セルハ、此レ、我力國體ノ精華ニシテ、教育ノ淵源亦寶ニ此ニ、存ス。

此御詞は、聖勅の大綱として、宣はせたまひたらんよー察し奉る。今、大要を申せば、「天皇陛下思ぼしたまふに、わが御先祖の大日本帝國を、開きたまひし御恩召は、誠に、廣大なるものにて、幾千萬年の後々までをも、

御考へ遊ばされ、忠と、孝との二つの徳を、臣民の心の底に、確と、留めさせたまひしこと、恰も、樹を植うるに、根を深く埋め、厚く、培ふ如くに、堅固にせさせたまへり。

それゆゑ、臣民も、亦、克く、忠孝の道を守りて、國に、不忠の臣なく、家に、不孝の子なく、萬民、皆、心を一つにして、古來より、忠孝の美德を成し遂げたるは、これど、我國柄の勝れて、純美なる所以にして、教育の大本も、亦、此忠孝の二つにあり。と、仰せられたるなり。

第十課 教育の勅語二

爾、臣民、父母ニ孝ニ、兄弟ニ友ニ、夫婦相和シ、朋友相信シ、恭儉、己レヲ持シ、博愛、衆ニ及ホシ、學ヲ修メ、業ヲ習ヒ、以テ、智能ヲ啓發シ、德器ヲ成就シ、

この御詞は、第一の條目として、我等の一身に、修むべき道と、家族・朋友に、對する徳義とを、示したまへるにて、孝の道なり。今、其大意をうかゞひ奉るに、さても、汝、臣民等よ、父母に事へては、能く、孝行を盡し、兄弟の間は、

互に、仲よくせよ。夫婦の道は、和合にあれば、夫は、愛し、婦は順ふべし。友達は、互に、睦しく、常に、誠實を以て、交るが肝要なり。又、各、其身を守るには、先づ、言行を慎みて、人に驕らず、儉約を旨として、奢侈を爲さざる様にせよ。かくて、他人に對しては、慈愛を専らとし、不幸に、陥りたるものなどを、救助すべし。

其上、人たるもののは、學問を修めざれば、道理に暗く、道理に暗ければ、禽獸にも劣るなり。されば、學問を修むること、專一なりと知

るべし。さて、一旦、學問を修めなば、尚ほ、實地の業務をも、習ひ覺ゆべし。かくして、之を、能く運用して、家を興し、國をも富まさんには、智力をみがき、才能をひらくにあらざれば、叶はぬなり。

されど、如何に、才能、勝れたらればとて、德義、缺けたらんには、何を以てか、人の人たる務を完うしたりと、云はるべき。されば、知識を磨くと共に、德義を修めて、よき人になれよ。と、獎勵したまへるなり。

第十七課 教育の勅語三

進テ、公益ヲ廣メ、世務ヲ開キ、常ニ、國憲ヲ重シ、國法ニ遵ヒ、一旦緩急アレハ、義勇、公ニ奉シ、以テ、天壤無窮ノ皇運ヲ、扶翼スヘシ。

此御詞は、第二の條目にて、廣く、國家に盡すべき道を、示させたまへるにて、忠の道なり。されば、前の第一條目に仰せたまへる如く、さて、立派なる人物と、成りたる上は、假令ひ、一身に、不利ならんも、多くの人の利益となるべき事は、之を起して、世の爲を謀り、又、

臣民の権利を明かにし、國家の幸福を増進するを、主意とせらるゝ憲法を、大切に思ひ、又、憲法によりて、定められたる法律規則をば、謹みて守るべし。』と仰せられぬ。

さて、又「若しも、國に危急の變など、起りたらん時は、兵士は、固よりの事、人々も、血氣の勇を慎みて、忠義より出づる所の、真正の勇氣を振ひて、君の爲め、國の爲に、身命をなげうち、かくて、天地と、共に、限りなき皇室を、助け奉れよ。』と詔らせたまへり。

是ノ如キハ、獨リ、朕カ忠良ノ臣民タルノミトラス、又、以テ、爾、祖先ノ遺風ヲ、顯彰スルニ足ラン。

此御詞は、第一、第二の條目を結ばせたまひしにて、「親には孝、君には忠、又、國家の爲に、力を盡さば、天皇陛下、御一人の忠義・善良の臣民といふのみにあらず、また、汝等の先祖の、忠孝を全うして、御歴代の御稟威を、助け奉りたる遺風を、顯はす事にて、即ち、先祖への孝行なるぞ」と、宣はせたまへり。

第十八課 教育の勅語四

斯ノ道ハ、寶ニ、我力皇祖皇宗ノ遺訓ニシテ、子孫・臣民ノ、俱ニ、遵守スヘキ所。之ヲ、古今ニ通シテ、謬ラス。之ヲ、中外ニ施シテ、悖ラス。朕、爾、臣民ト、俱ニ、拳々、服膺シテ、咸、其徳ヲ一ニセシコトヲ庶幾フ。

此御詞は、大綱と、條目とを結ばせたまひたるにて、この忠孝の道は、天皇陛下の、遠き御先祖の、遺したまひし教にて、臣民の遵ひ奉るべきものゝみならず、また、後々の子

孫・臣民をして、守らすべきものなり。

さて、古より、此忠孝を行ひて、節義を全うしたる事は、歴史に、明かにして、之を、今日の事に見るも、決して、違ふことなく、又、之を如何なる國に行はんも、皆、稱揚すべき美德にして、獨り、我國に、限るべきものにはあらず。天皇陛下は、御先祖の御遺訓を、つゝしみ思召して、大孝を述べたまひ、汝等、臣民と、共に、此忠孝の大道を、修めんことを、望むべどよ。と、誓はせたまひしどおりがたき。

大正九年八月

謹みて、惟るに、獻聖・文武なる、天皇陛下、夙に、數百年來の弊風を、一掃せさせられて、萬機を親裁したまひければ、國勢は、旭の昇るが如く、聖德の至大・至高なること、何を以てか、此へ奉るものあるべき。殊に、臣民を愛したまふの深き、遂に、此勅語を下したまふに至れり。嗚呼、我邦の臣民たるもの、安んど、罷免努力して、陛下の獻慮に、答へ奉らざるべけんや。

終

明治廿二年十二月四日發行
明治廿三年二月十一日訂正再版發行
明治廿四年三月廿九日修正三版發行
明治廿四年八月二十九日修正四版發行
明治廿四年八月廿三日發行

修正帝國修業書	
定一卷金八錢	二卷金八錢
三卷金九錢	四卷金九錢
五卷金拾錢	六卷金拾錢
七卷金拾壹錢	八卷金拾壹錢

東京市日本橋區通油町十六番地

東京市日本橋區通旅籠町十一番地
右社長
株式會社集英堂

著作権所有

編者

發行兼

代表者

學海指針社

小林清一郎

東京市神田區柳原河岸十二號地
會社集英堂活版所